

○池田市子ども条例

平成17年3月31日

条例第6号

改正 平成23年9月28日条例第22号

平成30年3月27日条例第6号

令和6年6月24日条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第8条）

第3章 市の施策（第9条—第15条）

第4章 推進体制（第16条・第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

前文

わが国はかつて世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に直面している。政府はこの超高齢社会に対応するため、これまで数々の高齢者施策を構築、制度化しており、それは一定の評価を得ている。

しかしながら、高齢化の進展は今後なお拍車がかかることが予測されている。その要因は、高齢者の増加だけにあるのではなく、生産年齢人口の減少にもある。特に近年は出生率の低下が顕著であり、わが国の総人口が今後数年のうちに減少に向かうことは確実であると言われている。

また、子どもを取り巻く社会環境に目を転じれば、子どもが子どもであることを理由に暴力や犯罪の対象となる事件が急増するなど、昨今、その状況はますます悪化している。

我々は、超高齢社会の到来を前にしてともすれば高齢者施策に目を奪われが

ちであるが、すべての世代が幸福に暮らせる社会が維持されるためには、次代を担う子どもたちの存在と健やかな成長が不可欠であり、そのための施策を充実させることもまた急務である。このことは、わが国全体の問題として取り組まれるべき課題であるが、高齢者施策に比して次世代育成施策には未だ立ち遅れの感があるのが現実である。

このような状況において、住民に身近な行政を担う先端自治体として、政府に先駆けて具体的な次世代育成施策の在り方を示すことには極めて大きな意義がある。

よってここに、本市における次世代育成の基本理念を明らかにするとともに、未来に夢や希望が持てるまちとなることをめざし、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関し、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策の基本的事項を一体的かつ総合的に定め、もって出産、子育てに対する市民の不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「地域住民等」とは、地域に居住する者並びに地域で働く者、学ぶ者及び活動するものをいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他これらに類する施設をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければ

ならない。

- (1) 子どもの権利として、大人と同様にひとりの人間としての権利及び成長過程において保護され、かつ、配慮される権利を子どもが有し、子どもがその権利の主体であることを認識した上で、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、次に掲げる事項を大切にしてい取り組むこと。

ア すべての子どもは、人種や国籍、性別などの理由にかかわらず、基本的人権が保障されるとともに、いかなる差別的取扱いも受けることがないこと。

イ すべての子どもは、その命が大切に守られ、心身ともに健やかに成長し、発達するために必要な支援を受けること。

ウ すべての子どもは、自分に関係のあるすべての事項に関して自由に意見を表すことができ、それらの意見は子どもの年齢や発達に応じて十分に考慮されること。

エ すべての子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

- (2) 保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市が、各自が担う必要不可欠な役割及び責務を自覚し、相互の連携及び協力の下で取り組むこと。

- (3) 保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。

第2章 責務

(保護者の責務)

第4条 保護者は、自らが子どもを育てる第一義的責任を有することを自覚し、子どもにとって家庭が、健全な生活習慣及び社会的きまりを守る意識を身に付けるための最も身近で、かつ、大切な場であるとともに、心身ともに安らぎ、くつろげる場であることを認識し、子どもが健やかで豊かな人間性を育む基礎となる家庭づくりに努めなければならない。

- 2 保護者は、子どもに教育を受けさせる義務を負っていることを自覚し、かつ、集団生活を通して子どもの社会性が育まれることを認識し、地域社会及び学校等と、子育てに関し適切な連携を図るよう努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第5条 地域住民等は、地域社会が、家庭ではできない体験を通して、子どもの豊かな人間性を育む貴重な場であるとともに、社会的きまりを守り、社会の一員としての役割を自覚するための実践の場でもあることを認識し、地域社会における子どもの健全な育成及びそれにふさわしい環境づくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域社会が有する子育てに関する知識若しくは経験の提供又は地域社会による見守りなど、子育てを行う保護者に対する支援及び子育ての補完の機能を積極的に発揮するよう努めなければならない。

(学校等の責務)

第6条 学校等は、集団生活を通して、将来への可能性を開いていくために必要な社会性、基礎学力、自ら学び、考える力など、生きる力を子どもが心身の発達に応じて身に付ける場としての本来の機能を十分に発揮するとともに、保護者及び地域住民等による子育てを支援するための地域におけるつながりの拠点のひとつとして、積極的に場を提供するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その活動が子どもの育成及び社会に与える影響の大きさを自覚し、子どもが健やかに育つための安全で良好な環境の創出及び維持に常に配慮しなければならない。

- 2 事業者は、事業所で働く保護者がその子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、地域住民等や学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子どもを委ねることができる安全で良好な環境の創出及び維持に努めるとともに、子どもの育成に関して保護者、地域住民等及び学校等がそれぞれに有する責務が全うされるよう、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を積極的に行うものとする。

第3章 市の施策

(基本目標)

第9条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、前条に定める責務を全うするため、次に掲げる事項を子どもの育成に係る市の施策の基本目標として定めるものとする。

- (1) 子どもの権利を守る環境づくり
- (2) 子育て・親育ちを応援する環境づくり
- (3) 子どもを安心して生み育てられることができる環境づくり
- (4) ゆとりある家庭生活を実現する就労環境づくり
- (5) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境づくり

2 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、保護者が生み育てる子どもの数やその発育段階及び子育てをする家庭を取り巻く社会経済情勢等に応じ、最もふさわしい支援を行うよう努めるものとする。

3 市は、子どもの育成に係る市の施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となる子ども又は保護者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・子育て家庭への支援)

第10条 市は、前条第1項に定める基本目標に沿って子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を支援するため、次に掲げる施策を講じるものとする。

- (1) 幼保一体化を進め、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供

- (2) 家庭における養育支援の充実
 - (3) 延長保育、預かり保育、一時預かりなど、多様な保育需要に応じた保育サービスの充実
 - (4) 子育てに関する地域のネットワークづくり
 - (5) 子育てに関するNPO、地域ボランティア等による子どもの健全育成の支援
 - (6) 世代間交流の推進やひとり親家庭に対する自立支援、障害児施策の充実など、関係機関等との連携
- (健康の確保及び増進)

第11条 市は、子どもや母親の健康の確保のための母子保健施策等の充実、乳幼児期からの望ましい食習慣に関する情報提供、小児医療の充実、思春期保健対策など、子どもや母親の健康の確保及び増進に努めるものとする。

(教育環境の整備)

第12条 市は、次代の親を育むため、家庭や子育ての意義についての啓発等に努めるとともに、学校等の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第13条 市は、子育てを担う世代に良質な住宅確保の情報提供等を行うとともに、安全な道路交通環境の整備及び公共施設等のバリアフリー化など、子育てをしやすい生活環境の整備に努めるものとする。

(子育てと仕事の両立の推進)

第14条 市は、家庭生活との均衡のとれた働き方等の啓発や支援を行うとともに、放課後児童健全育成事業やファミリーサポートセンター事業の充実など、子育てと仕事の両立の推進に努めるものとする。

(子どもの安全確保)

第15条 市は、子どもを交通事故、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害から未

然に守る活動を推進するとともに、被害に遭った子どもを支援するためのカウンセリング及び保護者に対する助言を行うなど、関係機関と連携し、子どもの安全確保に努めるものとする。

第4章 推進体制

(計画)

第16条 市は、子どもの育成に係る施策その他子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画その他法令の規定により策定する子どもに関する計画を一体として策定するものとする。

(子ども・子育て会議)

第17条 次に掲げる事項を調査審議するため、池田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

- (1) 幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援、放課後児童クラブ等子育て支援に関する事項
- (2) 幼保一体化の推進に関する事項
- (3) 前条の規定による計画の策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの育成その他子ども・子育て支援に関する事項

2 市長は、前項に掲げる事項について、子育て会議に諮問することができる。

3 子育て会議は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、市長及び関係行政機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 子育て会議は、調査審議の結果必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べ、又は必要な措置を講じるよう勧告することができる。

5 市長は、前項による勧告に基づき講じた措置について、子育て会議に報告しなければならない。

- 6 子育て会議は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 7 前各項に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し、必要な事項は規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日条例第22号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日条例第6号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月24日条例第23号）
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。